

京都市立病院事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第179号

京都市立病院事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市立病院事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条の表事務局の項中「施設係」を「施設係 経理係」に改め、同項中

「

経 理 課	経理係 用度係
-------	---------

」を削る。

第2条第1項中「7 人」を「6 人」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、同条第5項中「2人」を「3人」に改め、同条第6項中「課に」の右に「担当課長、」を加える。

第3条第5項中「診療科部長」の右に「, 担当課長」を加える。

第4条第3項に次のただし書を加える。

ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

第5条管理課の項第7号中「他課及び科」を「他の課, 科及びセンター」に改め、同項中同号を第12号とし、第6号を第11号とし、第5号の次に次の5号を加える。

- (6) 予算及び決算に関すること。
- (7) 収入及び支出に関すること。
- (8) 物品の調達並びに物品（給食材料及び薬品を除く。）の出納及び保管に関すること。

(9) 経営分析に關すること。

(10) 出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に關すること。

第5条経理課の項を削る。

第6条中「診療科部長」の右に「, 担当課長」を, 「副院長」の右に「が2人置かれている場合」を, 「2人」の右に「以上」を加える。

#### 附 則

この規則は, 平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)